

令和6年度 第1回島牧村地域公共交通活性化協議会開催結果について（書面開催）

議事概要

開催日時	島牧村地域公共交通活性化協議会の議決がされた日 令和6年 4月23日（火）議案書及び資料発送 令和6年 5月 1日（水）書面表決書提出期限
開催場所	書面開催
回答状況	委員14名（未提出者0名、会長及び会長職務代理者を除く。）
議事	島牧村地域公共交通活性化協議会の議決があったものとみなされた事項の内容 【報告事項】 報告第1号 職務代理者の就任について 報告第2号 監査委員の変更について 報告第3号 委員の変更について 報告第4号 令和5年度事業報告について 報告第5号 令和5年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実績報告について 報告第6号 令和5年度決算報告について 【議案事項】 議案第1号 令和6年度事業計画（案）について 議案第2号 島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程の一部改正について 議案第3号 令和6年度収入支出予算（案）について 議案第4号 令和6年度業務について
会議資料	【資料】 資料1 島牧村地域公共交通活性化協議会 委員名簿 資料2 令和5年度島牧村地域公共交通活性化協議会決算書 資料3 監査報告書 資料4 島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程 新旧対照表及び一部改正様式 資料5 令和6年度島牧村地域公共交通活性化協議会収支予算（案）
会議概要	○審議結果 承認する…14名 承認しない…0名 原案どおり、すべて承認されました。

	○意見等 特になし。
--	---------------

令和6年度

第1回 島牧村地域公共交通活性化協議会
議 案 書

令和6年4月23日

島牧村地域公共交通活性化協議会

報告第1号

職務代理者の就任について

野崎泰生会長が副村長が令和5年10月9日付けで任期満了により退任いたしました。同年10月10日から後任の副村長が就任するまでの間、島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱第5条第4項に基づき、下記のとおり職務代理者を定めております。

島牧村地域公共交通活性化協議会職務代理者 副会長 金子英敏

報告第2号

監査委員の変更について

監査委員について夏井一充委員から上田雅憲委員へ変更となっております。

報告第3号

委員の変更について

岩内道路事務所長の後藤浩之委員が人事異動により離任され、後任に着任されました上野祐嗣委員へ変更となっております。

(資料1)

報告第4号

令和5年度事業報告について

日時	項目	議事・事業内容
R5. 4. 21	第1回協議会	・報告第1号 委員の変更について ・報告第2号 副会長及び監査委員の指名について ・報告第3号 令和4年度事業報告について ・報告第4号 令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実績報告について ・報告第5号 令和4年度決算報告について ・議案第1号 令和5年度事業計画(案)について ・議案第2号 島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程の一部改正について ・議案第3号 令和5年度収入支出予算(案)について ・議案第4号 令和5年度業務について

報告第5号

令和5年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実績報告について

実施期間：令和5年5月2日～令和6年3月31日

利用登録者数：111名

利用券交付金額：6,660,000円

利用券利用金額：3,375,500円

利用券月間利用金額：次ページに月別一覧

利用月	利用月額	利用月累計人数
R5.5月	214,000円	22名
R5.6月	234,000円	22名
R5.7月	351,000円	28名
R5.8月	207,000円	20名
R5.9月	282,000円	26名
R5.10月	154,500円	17名
R5.11月	319,000円	30名
R5.12月	378,500円	35名
R6.1月	259,500円	19名
R6.2月	324,500円	30名
R6.3月	651,500円	42名

報告第6号

令和5年度決算報告について

- ・令和5年度島牧村地域公共交通活性化協議会歳入算出決算書（資料2）
- ・令和5年度会計監査報告書（資料3）

議案第1号

令和6年度事業計画（案）について

令和6年度の島牧村地域公共交通活性化協議会では、高齢化が急速に進展する中、住民、特に高齢者などの交通弱者が通院や買い物など日常生活行動を支援する持続可能な公共交通のあり方を検討する必要がある。

島牧村地域公共交通計画に基づき、路線バス・ハイヤーのほか移送サービスや患者輸送バス等の既存の生活交通を有効に活用するための取組みについて、事例等を収集整理を行うとともに、村に即した公共交通について検討を進める。

また、現状の公共交通体系を維持するための利用促進の取組みや課題把握、改善方策の検討に資する住民との意見交換会やアンケート調査等を実施し、既存公共交通体系の確保、維持に向けた取組みを推進する。

- （1）公共交通体系見直しに向けた事例調査研究
- （2）ハイヤー利用券アンケート企画、分析
- （3）意見交換会、協議
- （4）利用促進チラシの更新

議案第2号

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程の一部改正について（資料4）

概要：第6条第2項に掲げる利用券の交付枚数を改めることとする。

額面1,000円券を40枚から50枚へ改正する。

額面500円券を40枚から20枚へ改正する。

理由：利用者、事業者双方における利便性の向上のため。

以上のことを踏まえて、規程の一部改正を行う。

議案第3号

令和6年度島牧村地域公共交通活性化協議会収入支出予算（案）について（資料5）

議案第4号

令和6年度業務について

1 島牧村地域公共交通計画推進業務委託（予算額：1,815千円）について

令和4年3月に策定された島牧村地域公共交通計画を基に検討、計画の推進等を進める。

（1）公共交通体系見直しに向けた事例収集整理

島牧村ではニセコバスが運行する島牧線、村代替バスのほか、ハイヤー、移送サービス、患者輸送バスの多様な輸送手段が運行している。これらを効率的で効果的に活用する公共交通体系を検討し、利用者数の確保や財政負担の軽減に資する取組の実施が有効と考えられる。

そのため、複数の多様な公共交通機関が運行しており、それらを包括的にとらえ、効率的で効果的な公共交通体系へと再構築を図った全国・全道の事例を収集し、島牧村への適用に向けた検討に役立つよう調査整理を行う。

（2）ハイヤー利用券アンケート作成、分析

ハイヤー利用券の利用者に対してアンケート調査の実施を行う。

アンケート調査票の作成、分析、取りまとめを行う。

（3）意見交換会、協議

村における公共交通の維持、改善に向けて地域住民の意見、事業者、関係機関等との意見交換や協議を開催し日頃の移動状況、公共交通機関の利用方法、問題、課題、意見等を取りまとめる。

（4）利用促進チラシの更新

前年度作成した利用促進チラシを更新する。

2 島牧村地域ハイヤー料金助成事業の実施（予算額：6,100千円）について

ハイヤー利用券交付（額面60,000円/人、見込者数100名）

ハイヤー利用券発行（台紙、カラートナー等）

＜事業の進め方について＞

（1）前年度利用登録した方は引き続き利用申請があったものと見なし、新たな申請は不要とする。（ただし、公簿等の確認は行う。）

（2）前年度利用登録した方で、不要の方は申出してもらう。

（3）ハイヤー利用券及びハイヤー登録証は、金額の色の変更により、前年度交付したものと相違するように努める。

島牧村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

令和6年4月1日現在

構 成 員	役 職	氏 名	役職
(1) 島牧村	副村長	空 席	会長
(2) 公共交通事業者の代表者が指名するもの	有限会社島牧ハイヤー副社長	高 島 紀 彦	
	ニセコバス株式会社取締役総務部長	荒 井 征 人	
	後志地区ハイヤー協会 (有限会社島牧ハイヤー代表取締役)	林 知 弘	
(3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	經 亀 真 利	
(4) 北海道後志総合振興局長が指名する者	北海道後志総合振興局地域創生部新幹線推進室長	新 開 孝 一	
(5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者	北海道函館方面寿都警察署地域・交通課長	斉 藤 真 也	
(6) 道路管理者の代表者が指名する者	国土交通省小樽開発建設部岩内道路事務所長	上 野 祐 嗣	
(7) 住民又は利用者の代表	島牧村地区会長連絡協議会副会長	木 村 一 行	監査
	島牧村老人クラブ連合会副会長	右 近 達 雄	
	島牧商工会事務局長	田 中 勝 義	
	社会福祉法人島牧村社会福祉協議会事務局長	金 子 英 敏	副会長 職務 代理者
	島牧村福祉課長	上 田 雅 憲	監査
	島牧村教育委員会教育次長	及 川 光 輝	
(8) その他村長が必要と認める者	寿都町企画課長	齊 藤 理 香	
	ニセコバス労働組合執行委員長	公 平 一 大	

※. 新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間となります。

令和5年度

島牧村地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
1 負 担 金※1	7,717,000	5,010,339	△2,706,661	村負担金 事業実績分
2 補 助 金	0	0	0	国庫補助金
3 繰 越 金	3,534,581	3,534,581	0	前年度から の繰越金
4 諸 収 入	419	29	△390	預金利息
合 計	11,252,000	8,544,949	△2,707,051	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
1 運 営 費	会議費	0	0	
	事務費	12,500	5,610	△6,890 振込手数料等
	小 計	12,500	5,610	△6,890
2 事 業 費	事業費 ※.1	7,717,000	5,004,729	△2,712,271 ・推進計画業務 ・ハイヤー料 金助成
	精算金 ※.2	3,521,500	3,521,500	0 村負担金の 精算返還
	小 計	11,238,500	8,526,229	△2,712,271
3 予 備 費	予備費	1,000	0	△1,000
合 計	11,252,000	8,531,839	△2,720,161	

(収入合計) 8,544,949円

(支出合計) 8,531,839円

(差引残高) 13,110円は、令和6年度へ繰越

令和6年4月23日

島牧村地域公共交通活性化協議会 職務代理者 副会長 金子英敏

補足

【収入の部】

負担金※1

負担金に係る実績額を確定し会計処理を行いました。

【支出の部】

事業費※1:

①島牧村地域公共交通計画推進業務委託（実績額：1, 595, 000円）

②島牧村地域ハイヤー料金助成事業（実績額：3, 409, 729円）

合計（実績額：5, 004, 729円）

精算金※2

①島牧村地域公共交通計画推進業務委託料分： 44, 000円

②島牧村地域ハイヤー料金助成事業分：3, 477, 500円

合 計：3, 521, 500円

監 査 報 告 書

令和5年度島牧村地域公共交通活性化協議会収支決算について、証拠書類等の
関係諸帳簿を監査した結果、その内容は適正であると認められますので、報告いた
します。

令和6年4月 11 日

監査委員 永村 一行 

監査委員 上田 雅晃 

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程（令和4年規程第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程 令和4年10月11日 規程第1号 改正 令和5年4月21日 規程第1号 改正 令和6年4月 日 規程第 号	○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程 令和4年10月11日 規程第1号 改正 令和5年4月21日 規程第1号
（目的） 第1条 この協議会規程は、高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者（以下、「高齢者等」という。）の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。 2 「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福	（目的） 第1条 この協議会規程は、高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者（以下、「高齢者等」という。）の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。 2 「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福

改正後（案）	現行
<u>祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者で、当該年度中に18歳以上64歳以下の方で同手帳を保有している者をいう。</u> （助成対象者） 第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条第1項及び第2項に規定する高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。 （1）申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。 （2）村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない世帯の者。 （3）その他、会長が特に必要と認めた者。 2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな いものとする。 （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するのための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項第6号に	<u>祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者で、当該年度中に18歳以上64歳以下の方で同手帳を保有している者をいう。</u> （助成対象者） 第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条第1項及び第2項に規定する高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。 （1）申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。 （2）村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない世帯の者。 （3）その他、会長が特に必要と認めた者。 2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな いものとする。 （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するのための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項第6号に

改正後（案）	現行
規定するグループホームに入所している者。 (2) 自動車運転免許証(普通自動車免許以上。)の交付を受けている者。 (3) 自動車(四輪以上。)を所有、使用(割賦、リース含む)。(運行事業者の指定) 第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに定める一般乗用旅客自動車運送業を行う者(以下、「ハイヤー事業者」という。)を指定するものとする。 2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者(以下、「指定事業者」という。)と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。 (申請及び交付) 第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証(様式第2号。以下、「登録証」という。)及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人(以下、「申請者」という。)は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書(様式第3号。以下「登録申請書」という。)を会長に提出しなければならない。 2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書(様式第4号)を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳(様式第5号)に登載するものとする。	規定するグループホームに入所している者。 (2) 自動車運転免許証(普通自動車免許以上。)の交付を受けている者。 (3) 自動車(四輪以上。)を所有、使用(割賦、リース含む)。(運行事業者の指定) 第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに定める一般乗用旅客自動車運送業を行う者(以下、「ハイヤー事業者」という。)を指定するものとする。 2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者(以下、「指定事業者」という。)と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。 (申請及び交付) 第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証(様式第2号。以下、「登録証」という。)及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人(以下、「申請者」という。)は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書(様式第3号。以下「登録申請書」という。)を会長に提出しなければならない。 2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書(様式第4号)を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳(様式第5号)に登載するものとする。

改正後（案）	現行
3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第6号）に登載するものとする。 4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認めたと者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。 （交付額） 第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>60,000円</u>分の利用券を交付するものとする。 2 利用券の1枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。 （1）額面を<u>1,000円</u>とするものを、<u>50枚</u>交付する。 （2）額面を<u>500円</u>とするものを、<u>20枚</u>交付する。 （有効期間） 第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。 （利用方法） 第8条 利用券の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。 2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする	3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第6号）に登載するものとする。 4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認めたと者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。 （交付額） 第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>60,000円</u>分の利用券を交付するものとする。 2 利用券の1枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。 （1）額面を<u>1,000円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。 （2）額面を<u>500円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。 （有効期間） 第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。 （利用方法） 第8条 利用券の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。 2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする

改正後（案）	現行
る。 3 前項に規定する場合において、1 回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。 4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。 （再交付等） 第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。 2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。 （料金の請求等） 第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。 2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者に支払うものとする。 （使用の制限） 第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなつたときは、利用券を使用してはならない。	る。 3 前項に規定する場合において、1 回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。 4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。 （再交付等） 第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。 2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。 （料金の請求等） 第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。 2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者に支払うものとする。 （使用の制限） 第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなつたときは、利用券を使用してはならない。

改正後（案）	現行
（不正使用の禁止等） 第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。 2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他不正な行為をしてはならない。 （資格の喪失及び返還） 第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。 （1） 受給者が、前条第1項に違反したとき。 （2） 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。 （3） 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。 2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。 （その他） 第14条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 （施行期日）	（不正使用の禁止等） 第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。 2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他不正な行為をしてはならない。 （資格の喪失及び返還） 第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。 （1） 受給者が、前条第1項に違反したとき。 （2） 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。 （3） 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。 2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。 （その他） 第14条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 （施行期日）

改正後（案）	現行
この規程は、公布の日から施行する。 附 則 (施行期日) この規程は、公布の日から施行する。 附 則 (施行期日) <u>この規定は、公布の日から施行する。</u>	この規程は、公布の日から施行する。 附 則 (施行期日) この規程は、公布の日から施行する。

※. 様式に変更があったものについては、次のとおり。（変更後）

様式第1号 島牧村地域ハイヤー利用券

様式第4号 島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書

様式第1号（第3条関係）

1 島牧村地域ハイヤー利用券（表）

交付番号
島牧村地域ハイヤー利用券
金 1 0 0 0 円
有効期限：令和 年 3 月 3 1 日
※お釣りは出ません。
島牧村地域公共交通活性化協議会

交付番号
島牧村地域ハイヤー利用券
金 5 0 0 円
有効期限：令和 年 3 月 3 1 日
※お釣りは出ません。
島牧村地域公共交通活性化協議会

注) 金額の表示については、着色により区分する。

様

年 月 日付けで申請のあった島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券
交付申請については下記のとおり決定したので、島牧村地域ハイヤー料金助成事業
実施協議会規程第5条第2項の規定に基づき通知します。

2. 交付番号 NO _____

① 利用券の有効期間は、 年3月31日までとする。

② 利用券が使用できるのは、とする。

③ 利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならない。

④ 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。

問い合わせ先

島牧村地域公共交通活性化協議会

(島牧村役場企画産業課内)

(電話) 0 1 3 6-7 5-6 2 1 2

○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程

令和4年10月11日

協議会規程 令和4年 第1号

改正 令和5年5月1日

規程 第1号

改正 令和6年 月 日

規程 第 号

(目的)

第1条 この協議会規程は、高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者（以下、「高齢者等」という。）の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。

2 「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者で、当該年度中に18歳以上64歳以下の方で同手帳を保有している者をいう。

(助成対象者)

第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条第1項及び第2項に規定する高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。

- (1) 申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。
- (2) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない世帯の者。
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなないものとする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項第6号に規定するグループホームに入所している者。

(2) 自動車運転免許証（普通自動車免許以上。）の交付を受けている者。

(3) 自動車（四輪以上。）を、所有、使用（割賦、リース含む。）している者。

（運行事業者の指定）

第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（以下、「ハイヤー事業者」という。）を指定するものとする。

2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者（以下、「指定事業者」という。）と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。

（申請及び交付）

第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証（様式第2号。以下、「登録証」という。）及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人（以下、「申請者」という。）は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書（様式第3号。以下、「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書（様式第4号）を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳（様式第5号）に登載するものとする。

3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第6号）に登載するものとする。

4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認めた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（交付額）

第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分として60,000円分の利用券を交付するものとする。

2 利用券の1枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。

(1) 額面を1,000円とするものを、50枚交付する。

(2) 額面を500円とするものを、20枚交付する。

(有効期間)

第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならない。

2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者を支払うものとする。

3 前項に規定する場合において、1回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。

4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。

(再交付等)

第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。

2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。

(料金の請求等)

第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。

2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者を支払うものとする。

(使用の制限)

第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなったときは、利用券を使用してはならない。

(不正使用の禁止等)

第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。

2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他不正な行為をしてはならない。

(資格の喪失及び返還)

第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。

(1) 受給者が、前条第1項に違反したとき。

(2) 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。

(3) 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。

2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第 14 条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この協議会規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この協議会規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この協議会規程は、公布の日から施行する。

令和6年度

島牧村地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 負 担 金	7,915,000	7,717,000	198,000	村負担金
2 補 助 金	0	0	0	国庫補助金
3 繰 越 金	13,110	3,534,581	△3,521,471	前年度からの繰越金
4 諸 収 入	890	419	471	預金利息
合 計	7,929,000	11,252,000	△3,323,000	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 運 営 費	会議費	0	0	
	事務費	13,000	12,500	振込手数料等
	小 計	13,000	12,500	500
2 事 業 費	事業費 ※.1	7,915,000	7,717,000	議案第4号の2事業分
	精算金 ※.2	0	3,521,500	村負担金の精算返還
	小 計	7,915,000	11,238,500	△3,323,500
3 予 備 費	予備費	1,000	1,000	0
合 計	7,929,000	11,252,000	△3,323,000	

事業費※1：①島牧村地域公共交通計画推進業務委託（予算額：1,815千円）

②島牧村地域ハイヤー料金助成事業（予算額：6,100千円）

合計（予算額：7,915千円）

精算金※2：令和5年度内において会計処理済みのため、令和6年度に村負担金の精算金は生じない。

島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年3月31日

要綱第7号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通に関する計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、島牧村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村内における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 計画の実施に関し必要な事項に関すること。
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 村運営の有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 島牧村副村長
- (2) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (4) 北海道後志総合振興局長が指名する者
- (5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者
- (6) 道路管理者の代表者が指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者
- (8) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、島牧村副村長とし、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、島牧村企画産業課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(島牧村地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 島牧村地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。

(最初の委員の任期)

3 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。